千代田区教育委員会事務局子ども部 子ども支援課長 新井 玉江

保育園における新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う特例措置について

○新規入園園児で育児休業を取得中の方

復職時期の延長期間につきましては9月末までといたします。復職は10月中にお願いいたします。7月以降も育児休業を延長される方は、園までお申し出ください。なお、今後の感染状況により対応が変更となる場合があります。

○求職活動中の方

6月から3か月間を求職活動中の期間とします。8月末までに就労を開始し、「就労証明書」を子ども支援課に提出してください。

(社会情勢により期間を延ばす場合もありますので、子ども支援課にお問い合わせください。)

○登園を自粛される方

コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き登園を自粛していただける方は、園までお申し出ください。自粛をお願いした期間については、2か月以上登園のない場合は退園とする扱いの期間から除外します。(この取り扱いを続ける期間につきましては、9月までといたします。)

○保育料について

4月、5月と同様に出席した日数に応じて、保育料を減額いたします。

(問い合わせ先) 子ども部子ども支援課 TEL 03-5211-4229